



タンニング関連施設における
新型コロナウイルス感染拡大防止のためのガイドライン

2021.1.7



はじめに

タンニングマシンは原則的に1名で利用する構造となっており、他の利用者との距離もマシン・部屋単位で一定の距離が物理的に確保されている点と、マシン稼働中に行われる冷却システムにより、十分な換気が行われている環境下にあるのが一般的です。

タンニングランプが照射する紫外線の中に含まれるUVB量については日光消毒を上回る効果があると言われてしています。

現在、気温が下がり乾燥する季節ということもあり、世界中で罹患される方の人数は増加傾向にあります。2020年4月7日に緊急事態宣言が政府より発令されましたが、2021年1月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく2度目の緊急事態宣言の発令が政府で決定されたことを受け、当協会でも、新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みを協会内外でより一層、推進していく所存ですので、ご協力とご理解の程、お願い申し上げます。



【利用者への注意喚起について】

施設入口、フロント、ホームページ等で利用者への注意喚起を行う際の参考にしてください。

新型コロナウイルス感染拡大防止のためのお客様へのお願い

施設内での感染拡散を防ぐため、またお客様ご自身の予防と安全のためにも、以下の事項を厳守の上、ご利用いただきますよう、お願いいたします。

- ご来店の際はマスク、ネックゲイターの着用をお願いいたします。
- スタッフがマスク着用をさせていただきますのでご了承ください。
- 来店後、備え付けの消毒液で、手・指・掌・甲の消毒をまんべんなくお願いします。
- 次の症状がある方等、該当する点があるお客様はご来店をご遠慮ください。
 - ① 風邪の症状（くしゃみや咳が出る）がある方 ※軽い症状の方も含みます。
 - ② 48時間以内に発熱があった方
 - ③ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさがある方
 - ④ 咳・痰・胸部不快感のある方
 - ⑤ 味覚・嗅覚に少しでも違和感のある方
 - ⑥ 同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる方
 - ⑦ その他新型コロナウイルス感染可能性の症状がある方
 - ⑧ 過去 14 日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域への渡航、並びに当該者との濃厚接触がある方。
※外務省サイトをご参照ください
https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/country_count.html
https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/kansen_risk.html
- ⑨ 居住地の自治体、施設がある自治体で対応方針が示されている場合、遵守ください。
- ⑩ 高齢者の方は利用前の体調チェックと予防対策に万全を期してください
- ⑪ 糖尿病、心臓疾患、呼吸器疾患等の基礎疾患がある方、人工透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方は、新型コロナウイルスに感染すると重症化の可能性ありますので、専門医に相談の上、感染予防対策をしっかりと行ってください。



【営業・その他の対応について】

下記の注意点を参考に安全と予防を第一に対応してください。

- ① 入口における注意喚起掲示の徹底
(ホームページ・SNS等を活用して事前告知も併用する)
- ② 施設内のこまめな消毒殺菌
- ③ 入口への消毒剤・非接触型体温計の配置
- ④ 施設内の清掃・除菌についての通常以上の徹底
(タンニングマシン、各ドアノブ、洗面所の蛇口、トイレなど不特定多数が触れる箇所
のこまめな清拭と除菌)
※タオルやキッチンペーパー等で清掃・除菌する際にはゴム手袋、ない場合はビニール
袋等を用いて、直接手が触れないように清掃者の安全を確保することもポイントです。
- ⑤ 施設内・個室の十分な換気
- ⑥ スタッフは全員マスクを使用し、利用者にも来店時マスク使用をお願いする。
- ⑦ 間近な距離での会話、長時間の会話を避ける。飛沫防止グッズを有効に活用する。
- ⑧ スタッフの健康管理と指導
 1. スタッフ全員の出勤前後の体温チェックを徹底(平熱以上の発熱は出勤停止)
 2. スタッフの家族、同居者に感染者や感染者への接触があることが判明した場合は、
出勤停止とし、他のスタッフとの接触について正確な実態把握を実施する。
 3. 日常生活においても、感染防止対策の遵守を指導する。
 4. 感染者と接触した可能性について、通知を受け取ることができる「接触確認アプリ
COCOA」や地域毎の通知サービスの利用を推奨する。
新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html
- ⑨ 感染者情報に接した場合の対処(保健所からの通知・本人からの通告)
ただちに保健所へ報告。(求められる情報の速やかな開示) 滞在者情報をまとめる。
休業期間については、所管保健所により分かれているため指示に従う。
施設汚染した場合の専門業者による施設の消毒対応方法を事前に確認。
- ⑩ 新型コロナウイルスに関する正しい知識を施設内で周知する。
新型コロナウイルス感染症の“いま”についての10の知識(2020年12月時点)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000712224.pdf>